

住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費の概要について

国が行う「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」事業（1世帯あたり10万円）について、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図るほか、地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の取り組みとして国の給付金の対象とならない令和4年度住民税均等割のみの課税世帯に対して1世帯あたり10万円の給付金を支給する。

令和3年度

① 住民税非課税世帯等給付金事業

課税世帯（約117,000）



令和4年度

② 給付金事業(R4非課税) + 本市「均等割のみ課税世帯給付金」

課税世帯



【新規】市単独
7.3億円程度
(財源：全額市交付金)
→ R4.2定提案

国 運用改善分
7億円程度
(財源：全額国庫補助金)
→ 繰越明許費対応

【給付金の対象となる収入の額の例】

モデルケース	非課税世帯等給付金	均等割のみ課税世帯給付金
1人世帯（年金収入のみの場合）	152万円以下	152万円超 155万円以下
2人世帯（年金収入のみの夫婦で、妻が扶養されている場合）	203万円以下	203万円超 222万円以下
2人世帯（給与収入のある夫と扶養されている妻の場合）	148万円以下	148万円超 170万円以下
3人世帯（給与収入のある夫と扶養されている妻と子の場合）	190万円以下	190万円超 約221万円以下